様式第1-1(日本産業規格A列4番)



6 各 地 公 交 第 1 号 令 和 6 年 5 月 31 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 各務原市地域公共交通会議
 住 所 各務原市那加桜町1丁目69番地
 代表者氏名 委員長 今道 雄介

:

地域公共交通計画認定申請書

地域公共交通計画のうち、地域公共交通確保維持事業に係る計画を別紙のとおり定め たので、関係書類を添えて申請します。

※本申請書に、記載すべき事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

各務原市地域公共交通計画

地域公共交通確保維持事業(地域内フィーダー系統)に関する記載箇所一覧表

1. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の地域の公共交通における位置付け・役割

各務原市地域公共交通計画 28~30ページ

2. 前号を踏まえた地域公共交通確保維持事業の必要性

各務原市地域公共交通計画 30ページ

3. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統に係る事業及び 実施主体の概要

各務原市地域公共交通計画 29・30ページ

4. 地域公共交通計画の区域内全体における地域旅客運送サービスの利用者の数、収 支、費用に係る国又は地方公共団体の支出の額その他の定量的な目標・効果及びその 評価手法

各務原市地域公共交通計画 32・43 ページ

令和6年5月31日

(名称) 各務原市地域公共交通会議

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

各務原市においては、岐阜市や名古屋市等へ通じる鉄道(JR高山本線と名鉄各務原線・ 犬山線)が市の中央を東西に走り、岐阜市や笠松町、一宮市方面へ通じる路線バス(岐阜 バス、名鉄バス)やタクシー事業者5社に加え、コミュニティバス「ふれあいバス」と、一 部地域でデマンド型乗り合いサービス「チョイソコ」を市が運行し、公共交通網を形成し ている。

幹線交通である鉄道は広域的な都市間の移動、市内における東西の移動手段として、路線バスは都市間の移動手段として機能し、通勤・通学や買い物・通院などの日常の移動需要に対応している。

また、これら幹線交通に通じるふれあいバス、チョイソコと、市内生活路線となってい る路線バスが支線の役割を果たしている。生活交通の路線や区域は、地区ごとの生活圏に 合わせた路線となっているため、地区外への移動には乗り継ぎが必要となる。市内生活路 線は、主に地域住民の通院や買い物、通勤・通学といった日常生活に不可欠な交通となっ ているため、幹線交通、他の生活交通との乗り継ぎを考慮し、市民の日常の交通手段とし て路線を確保することが重要である。

このため、地域公共交通確保維持事業により、地域間幹線系統につながる、ふれあいバス蘇原線、東西線、那加線を確保・維持し、市民の生活交通手段を存続させていくことが 必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1)事業の目標

ふれあいバス蘇原線の利用者数を51,277人/年以上とする。

- ふれあいバス東西線の利用者数を17,388人/年以上とする。
- ふれあいバス那加線の利用者数を29,396人/年以上とする。

※各務原市地域公共交通計画 P.32、P.43 参照 成果指標 市内公共交通の利用者数を現況値(2022)以上とする。 確認指標は、公共交通手段別・路線別利用者数

(2) 事業の効果

ふれあいバスの蘇原線、東西線、那加線を維持することにより、当該地区の高齢者や学 生等の日常生活に必要不可欠な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワーク が連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化に もつながる。

3.2.の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

〇コミュニティバス等の運行・見直し(各務原市)

- ・まちづくりと連携した運行、スムーズな乗り継ぎを目指す。
- ・地域の意見を見直しの参考にするため、市内各地域でふれあいバス等懇談会を開催し、
 意見交換を行う。
- ・地域の実情に応じた公共交通サービスを提供するため、利用実態や調査事業・アンケートの結果、懇談会での意見などを踏まえ、ダイヤ、停留所の新設・廃止等の改正を行う。

〇乗り継ぎ利便性の向上(各務原市)

・乗り継ぎ拠点となるバス乗降場の待合環境整備を推進する。

・乗り継ぎを意識した運行時刻、パターンダイヤの維持。

〇利用促進(事業者·市民団体·各務原市)

- ・交通事業者や地域企業等と連携し、商業施設や観光施設等、目的と一体となった利用 促進施策を実施する。
- ・市民団体と連営して公共交通の PR や利用促進事業に取り組む。
- ・鉄道や路線バスも含めた市内公共交通網を掲載した公共交通マップを作成するほか、 手軽に携帯できるポケットサイズの、ふれあいバス路線ごとのマップを提供する。
- ・さらなる高齢化の進行を見据え、外出を促す企画を実施し、公共交通で外出できる高 齢者を増やす。

※各務原市地域公共交通計画 P.34~41参照

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運送予定者

表1を添付。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額

地域公共交通確保維持事業によって運行の維持を図る、ふれあいバス蘇原線、東西線、 那加線について、その運行に係る費用総額のうち、各務原市から運行事業者への負担金額 については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することと している。

6.2.の目標・効果の評価手法及び測定方法

- 利用者数と利用者1人当たり公的負担額による評価を実施
 運行事業者から提供された利用者数データと市負担額から評価する。
- その他、定性的な評価として以下の取り組みを実施・住民ヒアリング(ふれあいバス等懇談会)

市民と公共交通の現状や方針を共有し、意見交換する機会を設ける。 ※各務原市地域公共交通計画 P.43、34 参照

 7. 別表1の補助対象事業の基準ホただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの 運行回数が3回以上で足りると認めた系統の概要
 【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村 に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】

表5を添付。

11. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

ふれあいバス那加線は、立地適正化計画が定める居住誘導区域及び都市機能誘導区域を 主に運行している。まちづくりと連動した運行を目指し、地域住民の交通利便性の向上に 向けて増便とパターンダイヤを実現するためには、ふれあいバス車両を1台購入する必要 がある。

12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けよ うとする場合のみ】

(1) 事業の目標

ふれあいバス那加線の利用者数を 29,396 人/年以上とする。

(2) 事業の効果

車両を購入することで、那加線を増便し、1時間に1本のパターンダイヤ化実現により運 行本数を確保することができる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費 用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式 車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

表6を添付。 車両の取得を行う事業者 岐阜乗合自動車株式会社

14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における 収支の改善に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用 した利用促進策)

【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性 【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果

【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

(1) 事業の目標

※該当なし

(2) 事業の効果

※該当なし

17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担 額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

※該当なし

	221 120
18. 協議会の開催状況と主な議論	
(直近3年間分を記載)	
 第 30 回(令和 3.5.21 書面決議) 	
令和2年度決算について	
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について	
チョイソコかかみがはら(鵜沼南エリア)実証実験2年目の運行について	笙
 ・第 31 回(令和 3.8.1 書面決議) 	~ J
「ayuca」ポイント付与サービスの廃止について	
令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について	
ふれあいバス川島線「川島中学校前」停留所の廃止について 等	
• 第 33 回(令和 4. 2. 24)	
ふれあいバス那加線の新那加駅北口ロータリー乗り入れについて	
・第 34 回(令和 4. 5. 27)	
令和3年度決算について	
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について	
チョイソコかかみがはらの本格運行について 等	
 第35回(令和4.6.1書面決議) 	
ふれあいバス等の未就学児の運賃改定について	
• 第 36 回(令和 4.7.22 書面決議)	
岐阜バス「ホリデーパス」の設定変更について	
• 第 37 回(令和 5.1.13)	
令和4年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について	
チョイソコ実証運行の実績報告および評価について等	
・第 38 回(令和 5.6.5 書面決議)	
令和4年度決算について	
地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について	
地域内シューター未続確保維持計画認定者について	
チョイソコかかみがはら鵜沼南エリアの拡充について 等	
各務原市地域公共交通計画(2024年~2031年)の策定について	
各務原市地域公共交通会議設置規約の改正について等	
 第 40 回(令和 6.1.12) 	
各務原市地域公共交通計画(2024年度~2030年度)の策定について	
ふれあいバスなどの改正について	
路線バス「各務原東部線」の廃止および「緑苑八木山線」の新設について	
令和5年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について 等	
 第 41 回(令和 6.3.5 書面決議) 	
各務原市地域公共交通計画(2024年度~2030年度)の策定について	
地域内フィーダー系統確保維持計画変更について	
※各務原市地域公共交通計画について承認	
・第 42 回(令和 6.5.31)	
令和5年度決算について	
地域公共交通確保維持事業 について	
チョイソコかわしまの運行について 等	
	やふれあいバ
ス等懇談会等により得られた市民や利用者の意見を反映して本計画を作成した	

ス等懇談会等により得られた市民や利用者の意見を反映して本計画を作成した。

【本計画に関する担当者・連絡先】

	(住	所)	岐阜県各務原市那加桜町1丁目69
	(所	属)	各務原市産業活力部商工振興課
	(氏	名)	和田真由美
	(電	話)	058-383-9912
-	(e-mail)		kotsu@city.kakamigahara.lg.jp

地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者(地域内フィーダー系統)

表

令和6年度

基準ホで設 当する要件 (別表7のみ)		3	®	®	3	3
地域内フィーダー系統の基準適合 (別表7及び別表9) 基準いで 補助対象地域間幹 基準木で該 該当する 線系統等と接続の 当する要件 要件 確保 (別表7のみ)			0			
		「各務原市役所前駅」で 川島線と接続	「各務原市役所前駅」で 川島線と接続	「尾崎ショッピングセンター前」で尾崎団も線5 接続	「尾崎ショッピングセン ター前」で尾崎団地線と 接続	「尾崎ショッピングセン ター前」で尾崎団地線と 接続
b域内フィー (別表	基準ハで 該当する 要件	Ð	Ð	Ð	Ð	Ð
五	運行態様の別	路線定期運行	路線定期運行	路線定期運行	路線定期運行	路線定期運行
利便增進	些特例措置					
目	運回行数	1,507.5回 1,449.0回	121.5回 301.5回	486.0回 486.0回	3,258.0回	3,375.0回
画店	運日行数	360日	360日	360日	360日	360日
米日本		往 13.8km 復 14.2km	往 13.6km 復 13.2km	往 17.4km 銜 17.5km	15.0km 循環	16.3km 循環
※		プリニー の野球 場前	プリニー の野球 場前	関 想 の 森	各務売 市役所 売	各 市役 馬 明 明
運行系統	発由地	バロー各 務原中央 店	東 海 御 子 中 史	東 海 御 子 中 史	をまわり	右まわり
	起点	名 书 。 他 思 思	名 都 後 心 郎 氏	鵜 民 ビン 泥サスタ 市 ー セー	名 书 他 思 王 王	各 市 制 明 王
運行系統名 (申請番号)		蘇原線	蘇原線	東西線	那加線	那加線
		(1)	(2)	(3)	(4)	(5)
	運送予定者名	岐阜乗合自動車 株式会社	岐阜乗合自動車 株式会社	岐阜乗合自動車 株式会社	岐阜乗合自動車 株式会社	岐阜乗合自動車 株式会社
市区町村名				各務原市		

1. 区域運行及び乗用タクシーによる運行の場合は、運行系統の「経由地」に営業区域を記載することとし、「起点」、「終点」及び「系統キロ程」について記載を要しない。

2.「系統キロ程」については、小数点第1位(第2位以下切り捨て)まで記載すること。なお、循環系統の場合には、往又は復のどちらかの欄にキロ程を記載し、もう片方の欄に「循環」と記載すること。

3.「利便増進特例措置」については、地域公共交通利便増進計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用(別表9)を受けて補助対象となる場合のみ「O」を記載すること。

4.「運行態様の別」については、路線定期運行、路線不定期運行、区域運行、乗用タクシーによる運行の別を記載すること。

5.「補助対象地域間幹線系統等と接続の確保」については、地域内フィーダー系統が接続する補助対象地域間幹線系統又は地域間交通ネットワークとどのように接続を確保するかについて記載すること。 6. 乗用タクシーによる運行の場合は、「運行系統名」「利便増進特例措置」について記載を要しない。

7. 本表に記載する運行予定系統を示した地図及び運行ダイヤを添付すること。乗用タクシーによる運行の場合は、営業区域を示した地図を添付すること。

表1 別紙2 計画運行回数の算出根拠

令和7年度(R6.10~R7.9)※12/29~1/2は運休、1/3は土日祝日ダイヤで運行 平日 243 日 土日祝日 117 日 計 360 日 (1) 蘇原線(バロー経由) 往路 平日 10 便/日 5.0 回/日 1,215.0 回/年 往路 土日祝日 5 便/日 292.5 回/年 2.5 回/日 1,507.5 回/年 平日 10 便/日 復路 5.0 回/日 1,215.0 回/年 復路 土日祝日 4 便/日 2.0 回/日 234.0 回/年 1,449.0 回/年 (2)蘇原線(東海中央病院経由) 往路 平日 0.5 回/日 121.5 回/年 1 便/日 往路 土日祝日 0 便/日 0.0 回/日 0.0 回/年 121.5 回/年 復路 平日 243.0 回/年 2 便/日 1.0 回/日 復路 土日祝日 1 便/日 0.5 回/日 58.5 回/年 301.5 回/年 (3) 東西線 往路 4 便/日 2.0 回/日 平日 486.0 回/年 復路 平日 4 便/日 2.0 回/日 486.0 回/年 (4) 那加線(左回り) 11.0 回/日 循環 平日 11 便/日 2,673.0 回/年 土日祝日 5 便/日 5.0 回/日 585.0 回/年 3,258.0 回/年 (5) 那加線(右回り) 循環 平日 11 便/日 11.0 回/日 2.673.0 回/年 土日祝日 6 便/日 6.0 回/日 702.0 回/年 3,375.0 回/年

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	各務原	市		
			(首	単位:人)
			人口	
人口集中地	区以外			57,004
交通不便均	也域等			0

交通不便地域等の内訳

人口	対象地区	根拠法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び特例適用開始年度

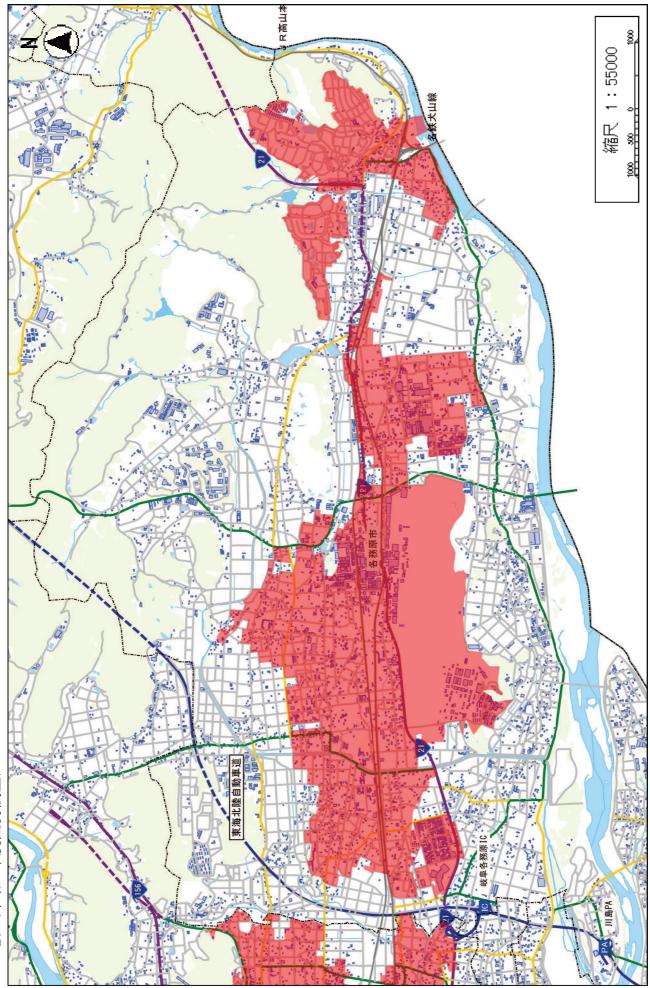
計画名	策定年月日	特例適用開始年度
各務原市地域公共交通計画	令和6年3月5日	

(1)記載要領

- 1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する 交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に 記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当し ない地区の人口を記載すること。
- 3.「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計 (重複する場合を除く)を記載すること。
- 4.「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法律 (根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名 等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合 には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸 局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6.「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に 記載すること。

(2)添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)



DID地区(令和2年度国勢調査)

表6 車両の取得計画の概要(車両減価償却費等補助)(地域内フィーダー系統)

市区町村名	バス事業者等名	申請番	運行の用に供する 補助対象系統名 (由詰番号)	林甫氏	補助対象車両の種別	重別	₩ 単 員	購入年月	利増特場便進例	運維特 送続例	購入等の種別
		ψ		\mathbf{r}	П	~~			措直	措直	
●	岐阜乗合自動車株式会社	-	(4) 那加線左回り (5) 那加線右回り	ノンステップ型	スロープ付き	標準仕様	35	R6.1			₽ 1
		2	()								
各務原市		3	()								
		4	()								
		5	()								

() () 1.「補助対象車両の種別」については、イ欄にノンステップ型、ワンステップ型又は小型車両の別を、ロ欄にスロープ付き又はリフト付きの別を、い欄に標準仕様(ノンステップバス認定要領(平成22 年6月4日付け国自技第49号又は平成27年7月2日付け国自技第75号)に基づく認定を受けたもの)又は非標準仕様の別を記載すること。

2.「乗車定員」については、座席数(運転席を含む)に立席数を加えた数を記載すること。なお、立席は座席を除いた面積を1人あたりの専有面積0.14平方メートルで除した数とする(道路運送車両保 安基準第24条、第53条)。

3.「購入年月」については、初年度の場合は購入予定年月を記載すること。

4.「利便増進特例措置」又は「運送総続特例措置」については、地域公共交通利便増進計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画の認定を受け、地域内フィーダー系統に係る特例措置の適用 (別表9又は別表10)を受けた補助対象系統の運行の用に供する場合のみ「O」を記載すること。

5.「購入等の種別」については、一括、割賦又はリースの別を記載すること。

令和6年5月31日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 各務原市地域公共交通会議
 住 所 各務原市那加桜町1丁目69番地
 代表者氏名 委員長 今道 雄介

地域内フィーダー系統確保維持計画変更届出書

令和5年9月26日付け国総地第83号で国土交通大臣より認定された地域内フィ ーダー系統確保維持計画を以下のとおり変更するので、関係書類を添えて届出します。

〇変更日

令和6年3月5日

〇変更箇所

計画 17.協議会の開催状況と主な議論に追記

表 5 地域公共交通計画、地域公共交通利便增進実施計画

〇変更理由

地域公共交通計画を策定したため

※本届出書に、変更する事項を全て記した生活交通確保維持改善計画を添付すること。 ※「変更理由」は、具体的に記述すること。 生活交通確保維持改善計画(地域内フィーダー系統確保維持計画を含む)

令和6年5月31日

各務原市地域公共交通会議

生活交通確保維持改善計画の名称

各務原地域内フィーダー系統確保維持計画

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

各務原市の人口は15万人弱で横ばいに推移し、高齢者の割合は28.5%(令和2年「国勢調査」に よる)であり、現在も高齢化が進んでいる。加えて、昨今は運転免許証の自主返納者が増加しており、 今後、公共交通の重要性はさらに高まっていくと考えられる。

各務原市の公共交通を見ると、市の中央部を東西にJR高山本線や名鉄各務原線が走り、路線バス(岐 阜バス、名鉄バス)やタクシー事業者5社に加え、市コミュニティバス「ふれあいバス」(一部地域では デマンドタクシー「チョイソコかかみがはら」)を運行し、公共交通網を形成している。

当市網計画では「鉄道やバスを利用して、皆が健康で、安心かつ快適に暮らせるまち」を交通の将来 像としており、ふれあいバス、チョイソコかかみがはらを含め、各公共交通事業の運行路線や区域は、 地区ごとの生活圏に合わせた路線に区切り、鉄道駅への接続や路線バスと停留所を共有し、他の公共交 通との共生を図っている。

路線を区切ったことで地区外へ移動する場合には、乗り継ぎが必要となり、特に市域をまたいで移動 する場合には、地域幹線系統のバス路線や鉄道への乗り継ぎが必要となっている。

一方、上述のとおり、鉄道は市中央部に走っており、市北部及び南部から市内外へ移動する場合には、 地域間幹線系統バスへの乗り継ぎが重要となる。

今後、各公共交通による交通網を維持・確保し、地域内外への生活の足を確保しつつ、当市網計画の 目指す姿を実現するためには、以下のとおりフィーダー路線を確保、維持することが必要である。

本事業では、下記のとおり地域間幹線系統と接続するフィーダー系統を維持するとともに、市立地適 正化計画と連動し、居住誘導区域の路線において1時間に1本のパターンダイヤ化を実施し、本数を確 保することで、市内公共交通ネットワークの維持に努める。

【対象路線】

フィーダー	-系統	接続する地域間幹線系統	接続箇所
ふれあいバス	蘇原線	ふれあいバス 川島線	各務原市役所前駅(別紙1のとおり)
ふれあいバス	東西線	岐阜バス 尾崎団地線	尾崎ショッピングセンター前(別紙2のとおり)
ふれあいバス	那加線	岐阜バス 尾崎団地線	琴が丘・尾崎バスターミナル・尾崎ショッピン グセンター前(別紙3のとおり)

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1)事業の目標

・ふれあいバス蘇原線 乗車人数49,000人/年以上(網計画成果指標) 参考:乗車7.6人/1便程度

・ふれあいバス東西線 乗車人数15,000人/年以上(網計画成果指標) 参考:乗車7.6人/1便程度
 ・ふれあいバス那加線 乗車人数29,000人/年以上(網計画成果指標)参考:乗車 7.6人/1便程度

(2)事業の効果

ふれあいバスの蘇原線、東西線、那加線を維持・確保することにより、当該地区の高齢者等の日常生 活に必要不可欠な移動手段が確保される。

また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効率的な運行体系が実現できる。さらには、外 出促進・地域活性化にもつながることが期待できる。

3.2.の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

各務原市では、令和2年4月に「各務原市地域公共交通網形成計画 後期計画」(以下、後期計画)を 策定し、同計画にて後期計画の対象路線を含むふれあいバスについては、生活交通(支線的バス)と位 置づけ、市民の住宅団地や集落等から地域の生活拠点(公共公益施設、医療施設、商業施設等)や公共 交通軸(鉄道、幹線的バス)への接続を主眼に置いている。

また、運営主体については、市民ニーズを踏まえ、市が政策的に運行を行うこととしており、2. に 掲げる目標達成に向けて、行政を中心に地域要望や実情把握のための市民との対話や調査事業、利用促 進活動に取り組んでいく。

〇各務原市地域公共交通計画の策定

地域公共交通計画と乗合バス等の補助制度の連動化に伴い、後期計画の評価を1年前倒して実施す る。後期計画に対する取り組み状況や、令和5年度に実施した市民アンケートの結果を踏まえ、後期 計画の評価指標に対する達成状況を整理しつつ、今後6年間に向けた成果指標の設定、指標達成に向 けた具体的な取組手法等を、令和5年度中の策定を目指し、地域公共交通計画として令和6年度前半 より運用を開始する。

〇ふれあいバス、チョイソコかかみがはらの一部改正

これまでに実施した乗降調査の結果や利用実績、「ふれあいバス等懇談会」での意見交換を踏まえ、 ダイヤ改正、停留所の新設等の改正を実施する(令和5年10月1日~)。

また、一部エリアで本格運行を開始した「チョイソコかかみがはら」の運行について、エリアを拡 大し利便性を高め、公共交通網の維持に努めていく(令和5年10月1日~)。

〇市民との対話

新たにチョイソコを導入する一部エリアでのチョイソコの説明会や市内各地域を回っての懇談会を 継続的に開催し、地域意見を踏まえた運行を目指していく。特に、懇談会では改正内容も示した上で、 意見交換を実施していく。

〇庁内連携の強化

チョイソコ等のメインターゲットとなる高齢者の福祉施策を所管する部局や立地適正化計画の策定 を進める都市計画部局と連携し、他部局のソフト・ハード事業と連動した改正や利用促進を図る。

特にハード整備については、駅前広場の整備や居住誘導区域の設定等に合わせて今後ふれあいバス 等の路線やダイヤ等の見直しを図っていく。

〇利用促進事業

- チョイソコ事業に協賛する地域民間企業(娯楽施設、商業施設、医療施設等)と連携して、高齢者
 等のお出かけ促進やチョイソコの周知・利用促進に繋がる企画を開催する。
- ・チョイソコ会員向けに定期的なお知らせを発行し、お出かけに資する情報発信に取り組む。
- ・交通事業者、庁内関係部局等、様々な主体と連携した利用促進を実施する。
- ・運転免許証を自主返納される方を対象に、交通系 IC カードを配布して公共交通の利用促進を図る。 配布する交通系 IC カードは、manaca、TOICA、ayuca から選択いただくことで、地域の実情に合わせ た交通機関の利用促進に努める。
- ・ふれあいバスやチョイソコの支払方法に、交通系 IC カードを追加する準備を進め、利便性を高める (チョイソコは令和4年10月に実施済)。

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び 運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付。

①予定している時刻表・運行予定期間

- •時刻表:別添
- ・運行期間:令和5年10月1日から継続
- ②運送事業者の決定の経緯
- サービス供給能力、安全運行の体制・方法、運行計画・ダイヤ作成能力、乗務員の教育・管理能 カ、

運行管理・車両の整備体制、事故等の対応、利用者の苦情処理体制・方法、運行経費、その他独自 のサービスについてプロポーザル方式により総合的に決定

③地域内フィーダー系統の補足資料

〇別紙1「各務原市ふれあいバス蘇原線について」

- 〇別紙2「各務原市ふれあいバス東西線について」
- 〇別紙3「各務原市ふれあいバス那加線について」

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

各務原市から運行事業者への負担金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差引いた 差額分を負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称

岐阜乗合自動車株式会社

7. 補助を受けようとする手続きに係る利用状況等の継続的な測定方法 【活性化法法定協議会を補助対象事業者とする場合のみ】

※該当なし

8. 別表1の補助対象事業の基準二ただし書に基づき、協議会が平日1日当たりの運行回数が 3回以上で足りると認めた系統の概要

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

9. 別表1の補助対象事業の基準ハに基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」認めた市町村の一覧

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

10. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期 及びその他特記事項

【地域間幹線系統のみ】

※該当なし

11. 外客来訪促進計画との整合性

※該当なし

12. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

<u>【地域内フィーダー系統のみ】</u>

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付。

13. 車両の取得に係る目的・必要性

【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表6」を添付。

14. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場 合のみ】 (1) 事業の目標 ふれあいバス那加線 乗車人数29,000人/年以上(網計画成果指標)参考:乗車 7.6人/1便程度 (2)事業の効果 車両を購入することで、那加線において1時間に1本のパターンダイヤ化を実現し、本数を確保する ことができる。 15. 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者、要する費用の負担者【車両減価償却 費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 岐阜乗合自動車株式会社 16. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善 に係る計画(車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策) 【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】 ※該当なし 17. 協議会の開催状況と主な議論 (直近3年間分を記載) 第24回(令和2.4.13書面審査) 令和元年度決算について 地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について ふれあいタクシー運行エリアにおける新たな交通システム導入について 等 第25回(令和2.7.1) 「チョイソコかかみがはら」導入実証実験の実証期間及び運行エリアについて 等 第26回(令和2.9.1書面審査) 「チョイソコかかみがはら」の事業所停留所の追加について 第27回(令和2.10.5書面審査) 「チョイソコかかみがはら」の事業所停留所の追加について 第28回(令和3.1.13) 地域公共交通確保維持改善事業に関する事業評価(案)について ふれあいバス停留所の移設について(危険なバス停) 箺 第29回(令和3.2.3) 「ふれあいバス」の土日祝日1日乗車券の設定について 第30回(令和3.5.21書面審査) 令和2年度決算について 地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について チョイソコかかみがはら(鵜沼南エリア)実証実験2年目の運行について 等 第31回(令和3.8.1書面審査) 「ayuca」ポイント付与サービスの廃止について 第32回(令和4.1.14) 令和3年度地域公共交通確保維持改善事業の自己評価について ふれあいバス川島線「川島中学校前」停留所の廃止について 等 第33回(令和4.2.24) ふれあいバス那加線の新那加駅北口ロータリー乗り入れについて 第34回(令和4.5.27) 令和3年度決算について 地域内フィーダー系統確保維持計画認定書について チョイソコかかみがはらの本格運行について 等 第35回(令和4.6.1書面審査) ふれあいバス等の未就学児の運賃改定について

・第36回(令和4.7.22	書面審査)
岐阜バス「ホリデーパ	ス」の設定変更について
・第37回(令和5.1.13	
令和4年度地域公共交法	通確保維持改善事業の自己評価について
チョイソコ実証運行の	実績報告および評価について 等
 第38回(令和5.6.5) 	書面決議)
令和4年度決算につい	τ
地域内フィーダー系統	確保維持計画認定書について
ふれあいバスのダイヤ	改正について
チョイソコかかみがは	ら鵜沼南エリアの拡充について 等
・第39回(令和5.10.2	6)
各務原市地域公共交通	計画(2024 年~2031 年)の策定について
各務原市地域公共交通	会議設置規約の改正について 等
 ・第40回(令和6.1.12) 	
各務原市地域公共交通	計画(2024 年度~2030 年度)の策定について
ふれあいバスなどの改	正について
路線バス「各務原東部	線」の廃止および「緑苑八木山線」の新設について
令和5年度地域公共交	通確保維持改善事業の自己評価について 等
 第41回(令和6.3.5) 	書面決議)
各務原市地域公共交通	計画(2024 年度~2030 年度)の策定について
地域内フィーダー系統	確保維持計画変更について
※各務原市地域公共交	通計画について承認
18. 利用者等の意見の反応	映状況
市民アンケート、利用者	ヒアリング調査、ふれあいバス等懇談会等により得られた市民や利用者の意見
を反映して後期計画を作り	成したほか、再編後も乗降調査や懇談会を開催し、再編後の路線について評価
を行い、地域ニーズや要素	望を踏まえ、一部改正や新たな交通システム導入等に取り組んでいる。
19. 協議会メンバーの構成	成員
関係都道府県	岐阜県都市建築部都市公園整備局公共交通課
去译声来来 去译作品	岐阜乗合自動車㈱、名鉄バス㈱、東海旅客鉄道㈱、名古屋鉄道㈱、川島タク
交通事業者・交通施設	シー(株)、岐阜交通東部(株)、日本タクシー(株)、岐阜国道事務所、岐阜土木事務
管理者等	所、各務原警察署、岐阜県バス協会、岐阜県タクシー協会岐阜支部

地方運輸局	中部運輸局岐阜運輸支局
その他協議会が必要と	岐阜工業高等専門学校、各務原商工会議所、岐阜乗合自動車㈱労働組合、株
認める者	式会社アイシン、住民代表、利用者代表

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住	所)	岐阜県各務原市那加桜町 1-69
(所	属)	各務原市産業活力部商工振興課
(氏	名)	各務型乃
(電	話)	058-383-9912(直通)
(e-m	ail)	kotsu@city.kakamigahara.lg.jp

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名

各務原市

(単位:人	
	人口
人口集中地区以外	57,004
交通不便地域等	0

交通不便地域等の内訳

対象地区	根拠法
	対象地区

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定 年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
各務原市地域公共交通計画	令和6年3月5日	

(1)記載要領

- 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定す る交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を 基に記載すること。
- 2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当し ない地区の人口を記載すること。
- 3.「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱(以下、「交付要綱」という。)の別表7(ハ②(1))に記載のある過疎地域の人口、交付要綱別表7(ハ②(2)(実施要領の2.(1)⑪))に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計(重複する場合を除く)を記載すること。
- 4.「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7(ハ②(1))に掲げる法 律(根拠法)に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村 名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する 場合には、該当する区域名を記載すること。
- 5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と 記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運 輸局長等が認めた場合は、「局長指定(乗用)」と記載すること。
- 6.「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送 サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に 記載すること。

(2)添付書類

1.「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。 (ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可)